

過労死・過労労災をこれ以上拡大してはならない!

時間外労働上限規制

100時間未満で労使で合意!?

連合と経団連が安倍首相の「労使で合意」がなければ上限規制の法制化はできないとの意向を受けた「交渉」結果が、9日、10日に報道された。それによれば、残業上限は「100時間」で大筋合意、100時間「未満」か「以下」で労使攻防、インターバル制度は努力義務とある。ふざけるな!と言いたい。

- ✓ 100時間もの残業でそもそも労働者の健康は守れるのか!
- ✓ 100時間が合法化後、それ以下で過労死したら企業に責任を問うことができるのか!
- ✓ 現在は残業が80時間以下で労災が認定されているが、100時間の合法化は労災認定基準の後退にならないのか!

100時間に休日労働の時間が含まれるか!

36 協定では平日の時間外労働数と月の休日出勤の日数は別項目になっている。働き方改革会議で出された年間720時間(月平均60時間)の上限規制の議論には休日労働については話されていないという。

もし、労使合意の「100時間」未満・以下の数字に休日労働時間がカウントされていないとすれば、月の時間外労働は100時間に収まらない。月4日の休日労働が協定されると、8時間×4日=32時間だ。100時間を足したら132時間!!だ。これでは過労死促進法だ。働き方改革会議はこの疑問にきっちり答える責務がある。

労働政策審議会の形骸化の先取りだ!

本来労働政策審議会で公労使によりきっちり審議されるべき労働時間に関する事項が、官邸主導の会議により経団連と連合の二者の話で決まるとしたらこれまた大問題だ。

この上限規制の結論が出た後に、労働政策審議会が行われてもそれは形式的追認にしかならない。

3月15日14時~ 労働弁護団主催 緊急院内集会に集まろう!

過労死ラインの 上限時間を許すな!

~労働時間の上限規制を問う~

3・15

緊急院内集会

政府が検討している長時間労働の規制策は、時間外労働の上限を原則として「月45時間」「年間360時間」と規定するものの、その一方で企業の繁忙期に対応できるよう年間720時間(月平均60時間)の例外を設け、「**月最大100時間」「2か月平均80時間」の時間外労働を認めるもの**とされている。

これは、厚生労働省が定めたいわゆる「**過労死基準**」に該当するものであり、上限基準として極めて不適切である。これでは、逆に過労死・過労自殺を起こす働き方を政府自らが容認するに等しく、「働き方改革」とはいえない。

真に実効性のある上限規制を定めるよう、声をあげよう!

2017年3月15日(水)14:00~

@参議院議員会館 講堂(1階)

<主催>

日本労働弁護団

お問い合わせ先 TEL 03-3251-5363(日本労働弁護団事務局)